

1 議事日程(第3号)

(令和5年第1回久山町議会3月定例会)

令和5年3月7日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 議案第24号 令和5年度久山町一般会計補正予算(第1号)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 阿部文俊	2番 久芳正司
3番 阿部哲	4番 本田光
5番 末松裕	6番 阿部恒久
7番 山野久生	8番 荒巻時雄
9番 佐伯勝宣	10番 只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

8番 荒巻時雄	9番 佐伯勝宣
---------	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町長 西村勝	副町長 佐伯久雄
教育長 重松宏明	経営デザイン課長 中原三千代
会計管理者 佐々木信一	上下水道課長 久芳義則
福祉課長 稲永みき	都市整備課長 大嶋昌広
税務課長 川上克彦	総務課長 久芳浩二
町民生活課長 井上英貴	産業振興課長 横山正利
教育課長 江上智恵	健康課長 亀井玲子

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 小森政彦	議会事務局書記 城戸貞人
-------------	--------------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

4番本田光議員、発言を許可します。

本田議員。

○4番（本田 光君） マスクを外させてもらいます。

改めておはようございます。

今日は、地球環境対策について、そして久山町上久原土地区画整理事業について、それから3番目に子どもの医療費助成、高校卒業までの助成をということで質問をさせていただきます。

まず最初に、地球温暖化対策について質問いたします。

3日開会の町長の所信表明という挨拶<sup>あいさつ</sup>の中で、地球環境問題を若干触れられました。そうした関係を含めて、今までの質問も含めて質問をいたしますが、いわゆる異常気象という関係、そして、特に最近、地球温暖化対策について、日本の温室効果ガス削減目標が、2030年度ということであと7年ということです。2013年度比46%削減、2050年までに二酸化炭素排出量ゼロ目標を掲げているところでもあります。異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇、地球温暖化が大問題となっており、また新型コロナウイルスなど新しい感染症も発生しておりますけども、随分減ったように報道されておりますけども、いつ収束するか分かりません。このことは、森林破壊や地球温暖化が背景にあると専門家はみているようであります。

従って、2030年度と2050年度に向けてのゼロカーボンシティひきやま、これは仮称ですね、実現する計画の設置等が必要になってくると考えますが、町長にお尋ねをします。

それから、12月議会でも、ごみ問題の袋問題を質問したときに、廃プラスチック関係は、これは後ほど質問しますけども、そういうことのと きにも、町長は地球温暖化についての久山町としての方向性を示していきたいと、3月頃ぐらいまでには報告したいという

ふうに答弁されておりますけども、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

地球温暖化対策のこの後の質問につきましては、福岡市との関係でのモデルの関連としますので、そこでその事業についての話はしたいと思います。

まず、ご質問の①番目の件についてご回答させていただきます。

久山町地球温暖化対策実行計画協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定されている地方公共団体実行計画協議会のことだと思います。法律では、市町村は、地球温暖化対策実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるかと規定されております。現在本町では、平成30年1月に久山町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、公共施設を策定しておりますが、今後、地球温暖化対策実行計画の区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策、いわゆる区域施策編を策定し、それに向けて実施していく際には、協議会を組織させていただきたいと思っております。こういう手順で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 確かにいろいろな公共施設等あたりは、そういうのもすでにあるわけですね。しかし、これから総合的に見た場合、これからどうするかという関係を含めて、どこの自治体もこの取り組みが、あんまり急速にはスピードが上がっていないというのが現状ですね。しかし、先進的な自治体もあります。そこで、これからこの、上記のことを書いておりますけども、今まで述べた関係を含めて、そうした実行計画作成等、具体的対策には協議会の要綱の制定、委員会の委員の選考、やはりこの委員の中には、専門的な知見を生かした計画策定がどうしても必要になってきます。地域企業や住民の情報提供、あるいはまた専門家のアドバイスを受けて、適正なコストというのがどういうコストというのが分かりにくいでしょうけども、適正コストで実施する制度。従って、この地域の知恵を生かし、住民説明会等あたりを今後行っていく必要があるんじゃないかというふうに思います。住民が意思決定に参加して進める、このことが最も重要だと考えますが、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然、環境問題を進めていくために、うちはなぜ進まないかということとは、やはりその一番の参加者である住民の皆さんが意識をどう持つかということが、そこが一番のポイントだと思います。その取り組みとして、本町は今カーボンネガティブ&

ネイチャーポジティブの中で、そういう取り組みを住民の方と企業と一緒にやることによって活動を広げていくというのは、この間の脱炭素チャレンジでも評価された大きなポイントであります。そのため、住民の意思決定に住民の皆さんが入るということは、計画も必要だと思います。ただ、住民説明会によって意見を聞くということにすると、やはり環境問題というのはなかなか皆さんの価値観もそろわないということもありますので、いかに皆さんの意見をアンケート等で拾った上で、またその協議会の中で住民の皆さんの意見を反映して、その中でまた聞いていくというのが私は一番いいんじゃないかなと思っていますので、そういう形で進めていきたいなと思っています。この区域施策編を策定して推進していくに当たり、方向性につきまして、町民生活課長の方からご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

地球温暖化実行計画（区域施策編）でございますけれども、そちらの計画を策定し、そして推進していくには、町民の皆さま、そして町内事業者の皆さまに計画内容をご理解いただき、日頃の生活においてご協力いただくことということになってまいります。また、計画を策定するに当たっては、専門的知識をお持ちの方からのご意見等も必要となってまいります。計画策定の際は、早い段階から協議会を組織させていただき、関係者の皆さまから多くのご意見等をいただきながら、それを反映していけるような体制づくり、そして進め方という形で行っていきたいというふうに考えています。内容といいますか、その協議会の内容でございますけれども、環境省が示しております、これは一例といいますか、国の方が示しました協議会のメンバーの一例でございますけれども、こちらは当然住民の皆さまでありますとか事業者の皆さま、そして地球温暖化防止活動推進員でありますとか地域で活動してある組織、いわゆる日頃からそういう活動をしていただいております皆さま、そして地方公共団体の職員でありますとか、あと学識経験者というふうな規定がございます。ですから、これがこのまま久山町にということではございませんけれども、そのあたりを軸にしまして、そういう、いかにその協議会の中で活発なご意見、そして推進していく際の原動力になるかというところを協議していくという、久山町に合ったメンバー構成で組織して進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 僕は、3月議会ぐらいには大方の方向性ぐらい出せるんじゃないかというふうに町長は答弁されたんじゃないかと僕は思ったんですが、2030年といえばあと7

年、それから2050年といえはあと27年。確かに一昼夜でできる問題じゃないというのは当然分かっております。やはりいろんな調査等を含んで、そして同時にそういう専門的な知見を持った方たちの知恵なども借りて対策を取っていくと、こういう方向性を示していく関係については、今担当課長も町長もおっしゃったけども、大体取り組んでいくその方向性の骨格というか、それはいつ頃を想定されていますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、実行計画の件につきまして今お話をさせていただいたつもりです。まず、カーボンネガティブ&ネイチャーポジティブを宣言したということにつきまして、今行っていることは、議会の方でもご説明をしておりますが、やはり自然豊かな久山町がいかにか吸収量を高くすることによって、農林業の維持につなげていく、そしてCO2というのをいかにクレジット化していくという新たな挑戦をしている、これが久山町のブランドづくりにつながるということで、これが私のまず一つの今回の地球温暖化に対する方向性です。それがやはり周辺のベッドタウンの町とは少し方策が違うというのをご理解いただきたいと思います。そのために、区域施策編につきましては、まずはそちらの方をやりながらということになっておりますので、今年度、私からすると区域施策編というのは、ある程度町民の皆さん、企業の皆さまに協力をいただいてCO2を抑える動きであります。それについては、今年度私たちの方でもそのカーボンネガティブ&ネイチャーポジティブ、吸収量を高めるものとセットとして、どのような形が本町に合っているかという方向性については検討したいと思います。ですから、温暖化計画につきまして、町の方が何もしてないんじゃないかと、そちらをまず重視してやってきたというのが、私の見解です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 僕は尋ねたいことは、脱炭素の目標と計画ですね。これを大体骨格等あたりがいつ頃の、あともう7年というのはあつという間ですよ、2030年。それから、2050年というのも大体もう想像がつかます。そこに到達するまでにやはり相当の準備、あるいはまた対応策が必要になってくるんですが、その目標と計画がもう少しすっきりとした形で、大体2024年度には完成するとか、今年度には完成するとか、2023年度ですね、という方向性ぐらい示していいんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この区域施策編を作ることが目的では私はないと思ってます。ただ、やはりそれを明示化していくためには必要なことだと思います。ただ一方で、先ほど、久山町というのは、その吸収量をいかに明示化していくかという今チャレンジをやっている

わけですよ、CO<sub>2</sub>の。それによって、イコール差し引きが、皆さんが抑える、そして吸収量を増やすということに対して、その方向性が出ることによって、他町と違う実行計画ができると思います。これについては、できればこのカーボンネガティブ&ネイチャーポジティブの取り組みが次年度またさらに加速していくと思います。その中で、この区域施策編、要するにCO<sub>2</sub>をどうやって抑えていくかということも踏まえた上で検討していきたいと思っています。少なくとも令和6年度にある程度そういうことについて策定を動くということが、今の中で私の中ではプランかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） そしたら、令和6年度にはその方向性、骨格が示されるというふうに理解していいですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） はい、そのように理解していただいて結構です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） そういうように具体的に、執行部の皆さんも相当努力されようんですけども、そういう専門家の知見も借りて方向性を示していただきたいというふうに思います。

次に入ります。

地球温暖化対策の一つに、これは昨年12月議会にごみ袋の問題とかいろいろ質問する中でもあったけども、プラスチック製品の排出回収・リサイクルについて、これまでの議会質問でも町長に尋ねましたところ、福岡市が今年3月までにモデル事業をやると。当初は全品目とおっしゃったけども、例えば御飯が入った弁当等あたりは除くとか、さまざまな計画が変更を一部されてますけども、町長は福岡市と協議していきたいと答弁されておりますけども、久山町として2023年度に向けての取り組み、これはどういうふうにご検討されておりますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 福岡市の方がこの取り組みについてはある程度継続してやっていると、まだ検証は結果が出てない。まず今年度中、3月まではまだ検証期間中ですので、その結果を踏まえていきたいと思いますが、基本的にはそのモデル事業を継続するというのは、私たちの方も把握してますので、それに合わせてやっていきたいと思っています。現在の段階につきましては、町民生活課長の方からご説明させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

現在、久山町の方でのこのプラスチックごみの減量に対しての考え方でございますけども、町長も申しましたとおり、久山町としましては、プラスチックごみについては、福岡市さんの方に搬出させていただいています。ですから、その状況を見ながら、そしてまた情報共有、連携を取りながら進めていきたいというふうに考えております。現在の状況でございますけれども、これは前回の議会の方でも答弁させていただきましたとおり、現在福岡市の方では、令和4年度中のプラスチック製品回収モデル事業を実施されているところでございます。福岡市さんの考え方としましては、令和4年度中に行いましたそのモデル事業の方を、次年度令和5年度に検討しまして、今後の方針を検討していくというふうにお伺いをしているところでございます。また、新年度におきましては、さらにプラスチックごみの分別収集導入に向けた課題を検証するためということで、モデル地区をまた新たに設定されまして、プラスチックごみの戸別回収モデル事業を計画されてるということでございます。ですから、こういったモデル事業を実施しながら、福岡市さんの中でも課題等が出てきている状況と認識しております。ですから、そのような状況を私どもとしましては注視しながら、見守りながら、また情報共有を図りながら、遅れることなく検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 福岡市は全国に先駆けて、プラスチック製品の回収モデル事業ということ今年3月までというふうに試験的にやると。これ、内容は町長にも以前資料を差し上げましたけども、立派なことだなというふうに思います。こうした先進的なやり方に、どうお互いに協力をやっていくかというのは必要になってくるという、これもまた、CO2削減にもつながる。それと同時に、この再製品化していくということにも、一方リサイクルですね、この関係も出てくるし、ぜひそうしたことを含めて、できるだけこの廃プラスチック類関係が悪影響を受けないような方策をどうやっていくかと。福岡市との協議を今後まだやっていくというふうにおっしゃったけども、具体的にどういう方向で協力、協働をやっていくかという、その点はどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、福岡市でやってあることについて結果が出ておりませんので、その結果を踏まえないと、どういうふうな久山町の動きをするかというのはお答えできないかなと思います。先ほど申しました区域施策編ですね、それも含めて、来年度その動向も踏まえて、どういうふうな方向でこの久山町の区域施策編を作っていくのかということ

を令和6年度中に検討していく中でも、そういうことも踏まえてやっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひ、そういう前向きな方向で進めてもらいたいと。逐一、大体公表できる点は、議会にも報告していただきたいと思いますが。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然、後ろ向きなことはまずありませんので、その都度、報告できることがあったら報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） では、次に入ります。

久山町上久原土地区画整理事業について質問をいたします。これは再三質問しておりますから、町長、改めて質問させていただきますが、①施行者は久山町上久原土地区画整理組合であり、町も一組合員であります。久山町の土地区画整理組合相手に詐欺容疑、粕屋署は、同事業の委託を受けたコンサルタント会社の元社員S氏を逮捕したと、去る1月19日付の西日本新聞は報道しております。同組合から町への報告、また粕屋署から町に対しての事情聴取はないのかどうか。今まで議会質問でも明らかなように、このコンサルタント会社の元社員S氏の不祥事3,700万円は、同コンサルタント会社が負担したというふうにも再三この場から質問したり聞かせていただいておりますが、その件も併せて町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 昨日質問いただきました回答と同じような回答になりますが、まず今回の事件については、上久原土地区画整理組合が元コンサルタント会社に勤めていた社員個人に対して、刑事事件として告訴された、そういう案件でありますので、従いまして、町がこの件に対して粕屋署から事情聴取等を受けるということはありません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 町長に確認しますが、僕は民事訴訟というふうに聞いたところ、刑事訴訟ですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） これにつきましては、刑事というふうに伺っております。



以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） それから、②番目に出しております、2019年（令和元年）12月議会一般質問で、私が入手した資料に基づいて質問をいたしました。期間延長前の第7回変更後の久山町上久原土地区画整理事業について、（1）施行者は同組合、（2）面積は31万7,805.46㎡、（3）補助期間は平成元年度から平成25年度まで、（4）事業総額17億3,100万円、これは事業ベースで行われていたというふうに聞いております。（5）コンサルタント料が5億1,080万円。この件について前久芳町長に尋ねましたところ、県補助金と、県と町が出し合って立ち上げに関して使用した町の費用が1,290万円、合計すると4億1,397万3,000円になる。コンサルタント料は、どこの誰に払ったのかというふうに前久芳町長に尋ねましたところ、支払いは区画整理組合が支出先に支払っているから、町の方にはないというふうに答弁されております。これは事実なのかどうかといて、2022年（令和4年）3月議会で西村町長に尋ねましたところ、質問の要旨について少し訂正、説明したいとされて、コンサルタント料が5億1,080万円については、県補助金と町が出し合って立ち上げに関して使用した町費用が1,290万円、合計すると4億1,397万3,000円と本田議員が言っているけども、4億1,397万3,000円については、国庫補助金に関する町費3億7,377万3,000円、町単独の補助金として2,730万円、県助成金の関連で県と町がお金を出し合って立ち上げに関して使用した町の費用が1,290万円、これを合計したものである。調査設計費4億1,000万円が計上されているが、コンサルタント料が5億1,080万円という数字は町ではっきり分かっている数字ではない。質問のこの支出先については、組合事業なので町の方に記録はないというふうに西村町長は答弁されております。しかし今現在、未施工箇所が数十カ所あるというふうに聞いておりますけども、その欠落した原因はどこにあるのか。公金の支出についても、久山町監査委員等と共に検証して、中途半端なまま終わるのではなく、その責任と全ての費用負担は、未施工の原因を発生させた側が対応するのが筋道ではないかというふうに僕は思います。ぜひ町長、具体的に答弁を願いたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 具体的にというか、今までご質問のあった内容とは変わりません。まず、事業の完了に向けて、町としても動いていかなきゃいけないという私の姿勢は変わっておりませんが、そのためにも、なぜ本田議員がご質問にあるとおり、この未施工というのが起こったかということ、組合の方からまずしっかりと調査していただかなければ、次の道というのは何も開けません。それによって、事業というのはどうなっていくかとい

うことが方向性が出るんじゃないかと思います。そういうことについて、あくまで組合施行でやっておりますので、当然それに対しては答弁は変わりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 前回もこの場から質問させてもらうときに、監督責任はどこにあるかと、あるいはまた、そういう、もちろん組合施行ですから、僕は組合に大きく責任があるというふうに思います。この許認可をしたという福岡県、いわゆる県知事の許可が要るわけですね。ですから、そうしたことを指導監督がどこまでするのかという、未施工が発生する自体がおかしいなというふうに思うわけですね。今でも町としては、同じことを繰り返しますけれども、上水道、下水道、そして舗装の裏打ちからさまざまな状況をやってきたわけですね。ですから、そうしたことを一方では、当初の設計経過からすると、何も未施工が出る自体がおかしい。だから、今町長がおっしゃったように、組合がきちんと精査してやるのが筋だけでも、やはりこれには久山町も一組合員として参加されてるから、ぜひそういう点をお互いに協力、協働しながら検証していく必要があるんじゃないかというふうに思います。本当にそのかかった費用は、当然未施工が発生した側が負担する、これは当然のことだというふうに思いますが、再度町長の答弁を求めます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然、区画整理組合の事業で行ったものについては、基本的には組合施行で行っておりますので、そう捉えています。ただ、未施工箇所がなぜ起こったかという原因がまず判明しない時点で、それが組合のものなのかどうなのかというのは、私の方では一概に言えませんので、そこについてはまず組合の方でやはり原因を探していただく、追及していただくということがなければいけないかなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） これは確かに当初の出発は集落整備法から出て、そして今日まで30数年かかるとるわけですね。ですから、やはりこういう事業というのは意外と時間がかかる関係はあるけども、そういう不祥事が発生したり、あるいはまた、何も町に問題があるということを言っとるんじゃないですよ。あの不祥事を起こす自体もおかしいなというふうに思います。そうしたことを含めて、これがいつ終わるのかと。もう3月は今日7日ですから、あと日がない。次の質問にも入りますが、同組合の施行期間は2023年（令和5年）3月31日までとなっております。恐らく施行の延伸申請をされたかどうか分かりませんが、もう日がないわけですね。そうした中で、事業期間の延伸手続きが行われた場合、

何がどう変わるのかというふうに考えます。福岡県に対してそういう申請がされたのかどうか、そこらあたりも聞かせていただきたい。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 延伸の手續きにつきましては、後ほど都市整備課長の方から報告をさせたいと思います。

この延伸をすることによって、私としては当然、組合の方の役員さんも皆さん解決に向かってご尽力をいただいていると思います。それについて、また引き続き行っていただくということになるのではないかと考えています。

それでは、都市整備課長の方から説明させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 延伸の手續きについてのご説明をいたします。

現在、13回の事業許可変更で、令和5年3月31日というふうになっております。これを1年延伸する形で第14回の事業許可変更が出されており、今現在、進達の手続きを行っていると状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今ちょっと分かりにくかったけども、延伸手続きを行ったかどうかと、組合がですよ。そういう手続きを町を経由して出されたのかどうかということを知りたいんですが。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 組合から延伸の手續きの申請が出て、現在、県に進達する手続きを町の方で行っておりますので、まだ県の方には行ってはおりません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 町長、ぜひこの問題は、やはり組合員の人たちが、組合って、いわゆる家、土地を購入された人たちを含めて迷惑が生じないように、きちんと組合と協議しながら、あるいはまた、組合はコンサルタント会社と協議されるでしょうから、そういうことをやらない限り、なかなか前に進まない。責任の所在を明確にしていくというのが必要じゃないかと。だから、先ほど申し上げたように、未施工を発生させた側が全責任を負うぐらいは言われていいんじゃないかというふうに思います。議会からもそういう発言があったというふうにぜひ進言してもらいたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 何度も同じ回答になりますが、まず原因がはっきり分かってない時点で、私たち行政、まちづくりの観点から考えても、そこについて断定するというのはいえないんじゃないかなと思いますので、まずは原因をしっかりと追及していただくということが、今後の区画整理の完成に向けた動きに近づくんじゃないかと思っておりますので、そういうふうな動きをしたいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 僕は、国土交通省都市地域整備局市街地整備課長が出した組合ガイドラインというのを、1冊の本、分厚いのがありますが、それを読ませてもらったんですが、組合施行の場合、またこういう場合にどうするかということなどが出されています。ですから、やっぱり専門的な、それこそ区画整理に詳しい弁護士さん等あたりもおられるし、ぜひそういう方を含めて、そしてまた久山町の町の監査委員の方たちにも協力を得て、公金の支出はきちんとなるとるかどうか、そういうのを検証してもらいたいと思えます。その点。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） いずれにしろ、その公金というもの、そういうお金の使い方というのは決まっておるわけですから、その辺につきましては、まず原因が分からなければ何も進めようもないので、その辺についても検討したいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 次の質問に入ります。

子どもの医療費、高校卒業までの助成をということ。これは、昨年12月の議会一般質問でもお尋ねしました。

子どもの医療費の助成を、古賀市は入院費は高校卒業まで、一部自己負担があります、2016年10月1日から実施されております。糟屋地区7町は、医療費助成対象者を中学3年生まで入院、通院、これは県の補助もあるし、一部自己負担があつて、無料となっております。本来は国の制度創設、いわゆる防衛費というか、そういう関係に5年かかって43兆円も使うよりも、医療、介護、福祉、社会保障とかこうしたことにこそ力を注ぐべきじゃなかろうかというふうに思います。そうしたことで、本来国の制度創設が必要だということは再三申し上げてきたところです。今、若者の子育てと定住促進にもつながり、住民の命と健康を守る立場から、糟屋地区市町長協議会、あるいはまた糟屋郡の町長会、一般社団法人粕屋医師会等々で協議して、子どもの医療費は中学卒業まで、一部自己負担があり

ますが、完全無料化はどうでしょうかという質問をしたけれども、できれば糟屋地区1市7町が統一して高校卒業まで対象年齢を拡大していただきたいが、どうかという質問に対して、町長は、中学校卒業まで完全無料化にしていくとなると、医療費がどんどん上がっていく。町の負担も大きくなっていくことが自治体の大きな問題であるということで、その面を含めた上で最適な状況というのは、糟屋地区では今の状況になっていると思うし、各地区で足並みをそろえた方が私は大事だというふうに町長は答弁されてます。こういう話の議論は、町長会でも、質問があった内容については私の方からも問いかけていきたいというふうに答弁されております。その後どうなったのか、町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。子ども医療費の見直しについては、財政負担が大きくなる、高校生まで拡充するとなると特に大きくなることは事実であり、その問題というのは、私は今も変わらないと思っています。それは各自治体によって財政状況も違いますし、そういう人口構成も違いますので、そういうことは変わりませんが、しかし私の中では、やはりコロナ禍により婚姻数の減少、出生率の低下など、コロナ前に比べて予想以上にこういう数字というのが加速してるということは把握しています。また、コロナ禍による所得の低下や物価高騰支援への支出の増加など、そういう対策を昨年度行ってきましたが、やはり継続的な子育て支援についても、今までからその状況に応じた変化がもっと必要になってくるというふうに強く感じるようになりました。そのため、特に人口が今現在増加している糟屋地区において、継続性が高い子育て支援を行っていくことが、今未来へのつながる効果というふうにも捉えております。そのため、最終的にいろいろな取り組みについて検討しましたが、最終的には医療費の助成の見直しについて検討を今後行っていくことが必要ではないかと判断しましたので、今現在、糟屋地区町長会においても、2月時点で見直しに向けて検討を行っていくということを、今共有できております。ただし、医療費の支援内容、制度設計、関係機関との協議に時間を要しますので、現在、令和6年度4月から行えるように、糟屋地区担当部局で実際に来年度の4月から協議を開始しようということになっています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） これは全国的な例ですけれども、いわゆる少子化という関係が横行していったらという。確かに日本の総人口も減少するんじゃないかというふうにも言われております。特に、各市町村によって偏った増加になってるところと、また減少しているところという状況が一方では出てくるわけですね。しかし、僕が言いたいのは、どこに住んで

いても等しく医療が受けられると、お互いに競争する自治体じゃなくても、そうした安心して定住できるというような町をどういうふうにつくり上げていくかと。ぜひ、町長が先ほど言われました令和6年4月ぐらいに、いい方向に検討されるでしょうけども、大体想像としてはどういう方向でしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 具体的な内容というのは、その都度今後の動向も踏まえていかなきゃいけないと思います。ただ1点、やはりこの周辺自治体でそれぞれが競争していくっていうふうになるのが、本当に地域社会の発展に向けていいのかっていうことについては、やっぱりそれは一つあるなと思いますので、そのため糟屋地区ではある程度協議が調った方がいいと私は思っています。もう一つは、この助成制度だけではなく、やはり根本的な子育て支援というのは、ほかの制度・支援というのもやっぱりなければ、これだけで子育て世帯の問題を解決するわけではないと思っていますので、そこを忘れないように進めていくことは大事だと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 町長、ぜひ町長の進言で、糟屋郡の町長会の皆さんも期待されたでしょうけれども、ぜひもう少し肉づけをしていただいて、できれば古賀市と1市7カ町、ここで歩調を合わせていただければと思いますが、それは無理な話ですか。郡町長会で。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 糟屋地区の町長会の方も、当然皆さんその問題というのは共有されており、ちょうどいいタイミングにはなっていると思います、皆さんもです。古賀市も当然1市7町に入っておりますので、当然その辺も含めた上で議論をしていくということになると思いますので、それは今の段階で、古賀と一緒になりますとか、どこと一緒になりますというのはちょっとまだ見えないので、その辺につきましては古賀市も含めた上で検討したいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 最後になりますけれども、ぜひ郡町長会でもしっかりしていただけたと思いますけども、古賀1市7カ町、ここでまたしっかりと議論していただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時30分、10時30分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時12分

再開 午前10時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番末松裕議員、発言を許可します。

末松議員。

○5番（末松 裕君） おはようございます。マスクを取らせていただきます。

また、途中で、僕、花粉症を持っていますので、鼻をかんだりするかも分かりませんが、その節はよろしく願いしておきます。

それでは、私の一般質問ということで、本日は二つということで、地域のコミュニティ、特に自治活動といいますか、組合活動の活性化等々についての確認が一つ、それともう一つは、このたび都市計画マスタープランの見直しも令和5年度から進めていかれるということもあるのと、現状のマスタープランも確認しながら質問していきたいという2点でございます。

まず、今回、地域コミュニティの、特に組合活動といいますか、組合組織活動に絞ったコミュニティということを念頭に置きながらお話し、質問させてほしいなと思っております。

町長がよく言われます、小さい町だからできることとよく言われます。小さい町だから、コミュニティはしっかりもっと綿密に執り行っていく必要があるかと思っております。

そういう中で、そこに書いておりますように、昨年度3月議会に地域コミュニティ活性化条例が福岡市で作成されるということをお聞きしまして、久山町においてもそういう要望をできないだろうかということを一一般質問でさせていただきました。その節、その必要性は当分町長の方はないのではないかと。その根拠としては、久山町には久山町条例がきちっとありますよということがおっしゃられました。

そういうことを受けて、久山町まちづくり条例について、私なりにこれに関する条例が幾つあるだろうかという形で確認させていただきましたところ、久山町条例とそれに伴う運用規定といいますか、要綱らしい規則という、久山まちづくり条例施行規則というのと、久山町まちづくり審議会条例、こういうこの3本の条例があるなということを確認させていただきました。

その中で、そこに書いていますように、このまちづくり条例というのは基本的なことを書いておられますけども、冒頭にありますように、問題は現8行政区における役員の成り手不足と高齢化・組合非加入世帯の増加など、自治活動課題を解決するには不十分として、具体的に条例の制定を前回はお願したところでございます。

それに関しまして、そこに書いておりますように、五つの点についてお尋ねいたします。

まず、①番目の各行政区の活動における喫緊の問題を町はどのように考えているかと書いております。これにつきましては、議会も2月に区長との意見交換会をして、私なり、または議会なりに課題を確認をしております。

町長の方も1月の確か21日でしたかね、区長会の意見交換会、一部懇親会を含めて各区長とお話をされたとお聞きしています。その中で、先ほど冒頭に言いましたように、組合活動に絞ったコミュニティ活動について、その中でどういうことが出て、どういうことを町長として重点課題として認識しているか、お聞きいたします。よろしくお願いたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 行政区の活動における課題というのは、その地域によっていろいろ違うこともあると思いますが、行政区の中では、やはり組合世帯数、組合に入られる方の減少、また役員の成り手不足というのは、議会と同じような問題かなということで私の方も把握してます。

ただ一方で、これっていうのは、やはり私一方で現象だと思ってます。最終的な課題というのは、やっぱり町民の皆さんがいかに町に関心を持って、町で暮らすための課題解決についても、この当事者であるという意識をいかに生んでいくかということが、今まではそういうことは久山町では行ってきたんですが、ここの希薄化というのがいろんなことにつながってきてると思います。ですから、町に関心を持ってもらうということ、地域に関心を持ってもらうために何が必要かということを考えてやっていかなければいけない。それがどういうことを取り組むかというのが、今後の久山町に必要なではないかというふうに私は捉えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今町長がおっしゃいました住民主体といいますか、住民と一緒に立って、もっと住民がそういう課題に考えながら取り組んでいくということが大事と、これは最終的には今日の質問の結論的なものになると思います。そこに至るまでの経緯という形で、今回質問を五つほどに絞ってさせていただいてますので、その辺ところを理解の上、



ご検討、ご返答いただければと思っております。

続きまして、②番と一部③番については関連をしているようですので、②番・③番を併せて回答されても結構ですので、お願いします。

質問といたしましては、②番目は、久山町まちづくり審議会というのがありましたけれども、これはもともとまちづくり条例等々つくるときの審議会のみを活用されたものだと僕はちょっと認識してるんですけども、要は行政区のコミュニティ問題について、何らかそういう審議されるものがあるのかということで、この審議会を僕は捉えた上で、また今後、このような予定はあるだろうか、行政区のコミュニティ問題について審議されるようなものがあるだろうかということをお尋ねしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まちづくり審議会における状況につきまして、経営デザイン課長の方からご説明をさせていただきます。まちづくり条例ですね、すいません。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） まちづくり審議会につきましては、先ほど末松議員がおっしゃいましたように、まちづくり条例を制定するときに組織されたというのが今までの経緯になっております。今のところ、まちづくり審議会において、末松議員が言われるコミュニティ問題について審議されたこともございませんし、今後の予定についても今のところ審議する予定はございません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今審議会についてはそういう形、あくまでも久山町まちづくり審議会という大きな呼称がついてますので、そういう部分の問題については、なかなかその審議会にかかる必要はないという認識をいたしました。ただし、ここの趣旨については、やっぱり行政区のそういうコミュニティ問題について、何らかそういう検討をする会議体といえますか、審議会があつていいのではないかなと思っています。その点についていかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） まちづくり審議会につきましては、まちづくり審議会条例第3条におきまして、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織するという中で、識見を有する者、町内に住所を有する者、その他町長が特に認める者というふうに規定されております。

末松議員がおっしゃっている地域の課題解決について協議するのは、まちづくり審議会より、地域のことよく知っていて課題を認識されているの方が、より適しているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今、中原課長がおっしゃってますように、このまちづくり審議会の中では提案しながら確認するものではないと思いますけども、私が言いましたように、そういうことを何らかの、どこの組織体とか、どの部署だとか、そういうことはやはり検討していかないと、この課題解決はなかなか難しいのかなと思っております。

町長が最初言われましたように、あくまでも町民主体という形がありますけども、なかなか今町長がLINE等々、フェイスブック等々のいわゆるITを活用しながら情報発信をして、町民との情報共有にどんどん取り組んでおられますけども、まだまだそこまでは民意は至ってないと思います。ということは反対に、そういう機会をもっとそういう情報発信の場として、いわゆるマンツーマンとかフェイストゥフェイスという捉え方の中でそういう機会を当然つくっておく必要があろうかと思っています。その辺について町長はどのようなお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） やはりいろんなところで情報発信をしていくというのは、あくまで共有するツールであります。その担保というのは、やはり人と人が顔を合わせて、その意見がいかにか町の中で今後必要なことかどうかというのをみんな考えていくことが、まちづくりの原点だと思っておりますので、そういう取り組みをやっていかなきゃいけないと思っています。

一方で、こういうまちづくり条例、まちづくり審議会とかいろいろありますが、まずはその問題をいかにみんなで共有するためであれば、そういう組織というのは、こういう条例に基づかなくても解決ができるというのは大事だと思いますので、それについては、まず今後、その最適なことにつきまして、区長会、議会、町、住民の皆さまを合わせてそういう場を取っていくというのは、どのような会がいいのかというのは、今後やっていかなきゃいけないかなと思ってます。

特に私にとっても、そういう課題等につきましては、地域の方に、コロナ禍も収まりましたので、機会があればそういう機会を今後つくっていききたいなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ぜひそういう方向で取り組んでほしいなと思っております。

続きまして、③番に書いております、久山町まちづくり条例の5条には、まちづくりの主体は町民とあり、これは先ほど町長がおっしゃったような見解でいいかと思えますけども、しかしこれからは、多様な主体って福岡市の条例にもうたっておりますけど、この多様な主体というのは、町長も当然ご存じだと思いますけども、いわゆる行政があり、町があり、それから町民がおり、そしてそこに勤める企業といいますか事業者がおり、そして学校があると、いわゆる四位といいますか、四位一体型で共創しながらそういう時代をつくっていくと、必要があろうかと思えます。

このまちづくり条例を僕なりに把握したところ、まだその辺に深読みしたような実行事例的な形を、まちづくり条例施行規則の中にもあまりうたわれてないような気がいたします。いわゆる田園都市化とか土地に絡む問題、そういうことが重きに規則として定められており、コミュニティ活動をする上での、恐らくその四位の人が、町民とか行政とか、それから事業体、それから学校がもっと取り組むべきことを一つの条例としてきっちり捉えた条例には、僕はなっていないかなと思いますので、その辺のところの見解をよろしくお願いいいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まちづくり条例の関係につきましては、ご指摘の面もあると思えます。

一方で、私は共創ということは何かというと、まちづくりの根本的な考え方として、町民の皆さん、行政、企業の皆さん、それが社会、そして町民の皆さんの生活のためによりよいことをそれぞれが役割分担をしてやっていくと。それで意見が違っても、そこで折り合っていく場所というのがあれば、町はいい方向に進んでいくだろうと思っております。だから、そういう機会をいかにつくっていくかということ視野に、今まちづくりを進めている段階です。それは事業ごとであっても、福祉、健康、総務関係にしても、いろんなところでそういうふう考えてます。

実際その場をつくるということが、やっぱり大事だなと思っております。ある一方で、自治というものは何かと考えたときに、やはりそこに住んである、暮らしてある方が、一番自分たちにとってよりよいことをやっていくっていうことを判断できることだと思います。それをある程度がんじがらめにしていくということが、本当にこれから先、持続可能なのかっていうことに対しても、やはり危惧をしているところがありますので、あまり久山町においては、その面についてがんじがらめに自治を抑えていくっていうのが合ってるかなというのは、私はちょっと疑問なところを持っているのが正直な感想です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 先ほど自治のことについて町民自治と言われますけど、自治としてはよく言われるように、どうでしょうか、住民の自治と団体自治が両面の方からそういう課題について取り組んでいくべきだと思います。私が言いたいのは、そういう団体自治的なことが少し具体的に欠けているのではないかなと思いますので、こういう質問をしております。

では続きまして、④番に移らせていただきますけども、今町長も言われましたように、事業者に対してそれぞれがそれぞれの課題といいますか、役割を果たしていくことによって、久山町のまちづくりが出来上がるということをおっしゃったと思います。ここに④番に書いてますように、事業者へ本条例の理解や取り組みについて町として取り組んでいくという形が、第28条にも記載されております。

今、区長会との意見交換会の中でも、各事業所にどういうふうに取り組んでいっておられるのだろうか、この事業所というのは私なりに、例えば大企業とか中小企業、そういう規模でいう捉え方と、もう一つは、組合活動からいえば、アパートを経営されておられる、これも一つの事業者と捉えたとき、そういう方に対してこの本条例の理解や取り組みについて町としてどう取り組んでいかれるか。僕が知る限りは、新しい住民が入られたときは、久山町はこういうことがありますよとか、それから当然事業をされる方にも、代表者等々にはそういう文書とかいう形が配布されてるかも分かりませんが、そういう説明の場所とか機会とかいうやつがきちっと整理されておられるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まちづくり条例について理解を求めるということで、町の方から何か広報活動を現在やっているかということ、やっていないのが事実だと思います。

その辺も含めて、考え方について経営デザイン課長の方から報告をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 第28条の規定につきましては、まちづくり条例に対する理解を求めるということより、町が目指すまちづくりを事業者の方に理解していただくということかと理解しております。

まちづくりに関しましては、広報や総合計画概要版など町内の事業所の方にもお送りさせていただいておりますし、また商工会の代表の方には各種審議会の委員を務めていただ

いており、まちづくりに関わっていただいております。こういったところが町の取り組みとなりますけれども、先ほど末松議員がおっしゃったように、多くの企業の方にそこを理解していただけてるかどうかというところになると、まだそこまで力が尽くせてないのが現状かなということは感じております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今おっしゃったように、もともとの久山町まちづくり条例を平成16年ですかね、つくられたというふうにお聞きしておりますけれども、日本の市町村の中で、ご存じだと思いますけれども、町のまちづくり条例を最初につくったのは北海道のニセコの町というふうにお聞きしています。当然、当時もそういう情報を取りながらこの条例がつくられた節もあるかなと私なりに思っています。その中で、このニセコの町がどういうことをやってるかという話の中では、先ほど言いましたそれぞれの役割を、ポケット版冊子を全体に配ってるとか、そういう細かいこともしています。

当然、今町長がやられてますLINEとかフェイスブックとか、一部ラジオ、広報の精度アップをされてることは重々分かっておりますけれども、そういう情報を流すといいますか、共有化するためのポケット版の冊子を全体に配っていくとか。今は恐らく、僕が知る限りですよ、ワンペーパーとかツーペーパーぐらいの案内で、ちょっとこういうことがまちづくりとかありますよというご案内になっておろうかと思えます。先ほど町長が言われましたように、この四つの団体といいますか、団体と言ったらおかしいですけど、町とか事業体とか学校とか、それから事業者だとか、その四つがどういう役割を持ってるかというやつを一目に分かるような冊子を作られて町民の方に案内していく、それぞれの事業者にも案内していく、そういう方向があっていいのではないかなと思っておりますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。ただ、なかなか、今経営デザイン課長が回答したというのは、それをやっぱり町民の人に身近に分かりやすく表現したというのは、総合計画であったりとか、そういう広報、町の今取り組んでいることっていうことで流しているということが、今の現状かなと私は思っています。

いずれにしろ、町の進むべき方針、今後の課題等も含めて表現していくというのは、この条例の立ち位置というのがあります。いかに分かりやすく伝えていくかっていうことは大事だと思いますので、それは全般的に、条例という特化するんじゃなく、町の方向性について町民の方に知らせていく中で検討させてもらいたいなと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。ぜひそういう基本的なスタンスに立たれて、今後も取り組んでほしいなと思っております。そういうことも踏まえて最終的に⑤番に入りますけども、冒頭にあります何らかの条例とか規則が、コミュニティに絞ったことが必要でないかなということ念頭に置きながらこれを書いておりますので、第⑤番目、本条例第35条には、町長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、この条例を補完する条例の制定に努め、体系化に努めるものとする。このことを書かれております。今町長からのお話を聞くと、現状あまり必要性、前回よりは必要性を感じておられましたけども昨年より、あまりまだ必要性が近々としては捉えておられないのかなと、私なりにして失礼な言い方ですけども、捉えさせていただきます。あと、この体系化に努めるというのは非常に難しい話でしょうけども、その体系化についても一度、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そうですね、体系化をするということは、なぜ体系化をするかっていうことについて、私は今のところまちづくり条例に基づいて、これがあれば、今議員がおっしゃってあるような課題が解決するかどうか、最適かということに対して、そこはまだ精査できてないので、今そういう議員に対する回答になってるかなと思います。

ですから、何が一番大事かという、やはりこの条例というのは、その問題に対して課題解決につながるっていうことがあって初めて、その意義を成すものだと思います。そのためにこのまちづくり条例が必要である、ここについてはこういう分でまちづくり条例を活用することによって、町民の皆さんの暮らしとか今後の社会が豊かになっていくということがあれば、そこに対して体系・補完化していくというのが流れだと思いますので、まだ私にとってはそこが結びついてる課題ということではないのかなというふうには思っています。

ただ一方で、その問題を解決するっていうことに対してはやっていかなきゃいけない、その問題は皆さんと共有はしているつもりですので、それについては追求していくと、おのずと結果的に、どこがどういう役割をして、役所はじゃあ体系化上、ここをやると、この問題が解決していくんじゃないか、それはもしかしたらまちづくり条例じゃないかもしれないというふうに思いますので、そういう進め方をここはやっていくべきじゃないかと私は思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 町長のお考えはよく分かりました。

この実行段階でどう移していくかということは、やはりどうしても行政としては僕は必要ではないかなと私なりに思っております。例えば、町長もご存じのように、福岡市はそういう形でコミュニティの条例をつくりましたけども、実際お聞きしたその、久山町という行政区単位のところに会議体に参加された方も久山町にはおられます。そういう方からお聞きしても、実際は条例をつくってるだけで、実動、稼働としてはなかなか進展してないということは重々感じております。

しかしながら、ここの福岡市もそれから特に近くでは今、北九州市が知事も替わり、福岡市とも提携をして進んでいるという形の中で、北九州の行政区のまちづくりに関するような活動はどうしてるだろうかということにちょっと興味を引きまして、確認したところ、まずここも、北九州も今コミュニティ支援課という課を所内に設けております。

先ほど中原課長も言われましたように、どうしても昨日からの件もありました、職員がいろんな形で仕事が増えてきて、なかなか深掘りもできてない。しかしながら、コミュニティ活動を支援する部署はどこに置いて、そして本当、今しておかないと町長が言われましたように、僕は組合組織といいますか、組合コミュニティというのは、僕の考えですけど、向こう5年、早ければ10年には正直解体するのではないかなというふうに思っております。その解体というのは、変な意味でないですけど、組合長がおって、行政の区長がおって、そこでいろいろな発信をするというそのやり方自体が当然なくなってくるのではないかなと。当然に組合に加入される方も必然的に減ってくるし、そこへ要請なんて一生懸命にしたとしても、まず僕は到底無理かなと正直思ってます。

これは当然に、今組合の加入の多数を占める私たちの年代のところ、久山町のそういう地域コミュニティの密であった時代に育ってますので、必要ということで加入率は非常に高いです。ただ、上久原地区は、やはりそういう意味では低いと思います。

私なりに、町から県に届け出してる組合加入率は情報として取っておりますけども、先般区長の方に私なりに、今あなたのところの組合の入ってる、いわゆる区費を納めてる方はいかほどおられますか、という形でアンケートを全部取らせていただきました。個別にするのは差し控えさせていただきますけども、大体区長の言うのに、一部誤り等があるかと思いますが、町全体で約2,535世帯ほどあると。町の世帯数は3,752世帯ほどと。これを割れば、加入率は67.6ぐらいかなというふうにしています。

冒頭に言いましたように、昔からの地域コミュニティがしっかりしている、古いといいますか、昔からある町、ここで言うたのは猪野地区、この辺は伝えていいと思いますけ

ど、猪野地区あたりが一番加入率が非常に高い。それから、反対に低いのは、先ほど申し上げましたように上久原なんです。これは先ほど言いましたように、町の世帯数で実際加入してる世帯数を割ると、実に40.5%です。

私どもは議会だよりということで、各世帯数に、アパートであれば一つずつ配っております。この世帯数が上久原は約475世帯を久芳議員に配っていただいています。これを分母として割ったとしても、加入率は52.6ということなんです。これを上げていこうというのは、たまたま今、上久原は新しいところが加入されてないということを推し進めていけば、若干上がろうかと思えますけども、先ほど言いましたように猪野とか古いところの分が恐らく下がってくると思えます。そうしたときに、組合活動というのは非常に難しいものになってきます。私なりに区長懇親会の中で感じたのは、区長様が悩んでいるのは、例えば組合、区費が少なくなる、事業をするにもお金が確かかない。いろんな問題を言われるけど、組合に入っていない人のご意見が多い。僕が区長をしておったときも、本当に区長というのは、確かに町長から任命されてしてますので、行政区単位の責任者といいますか、リーダーシップを取るのが区長だと思っておりますけども、反面、区の行事する行事費用というのはあくまでも区費で、そこの区費から成り立っているわけですね。これは組合員数が減っていけば、区長の仕事は何だろうか。組合員の代表としての活動とか、そういうコミュニケーションをすることに一生懸命力を注ぐのがいいのか、これが一応私なりに危惧をしています。

町長が求める区長というのはどういうイメージで持たれているか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、いろいろ調査していただいてありがとうございます。今後、私たちの政策を打つ上でも、いい情報をいただいたかなと思っております。

区長というのは、ある程度やはり公的な立場で、公平性の必要な仕事でありますので、行政の方から任命してるというのは、当然そういうふうになってると思っております。

ただ一方で、やはり生活に密着したことについて、地域の自治を進めていく上でも、そういう役割もあると思っておりますので、そこが難しいところかなとは思っています。

ただ、私の中で一つだけ言えるのは、いかに行政区の区長と、それに対して距離を近く、その課題をお互い向き合っていくということをシンプルにやるということが、私にとっては今大切なことかなということをおもっています。組合加入の問題というのは、かなりどこの地方自治体においても問題になってると思っております。ただ、うちの場合は、今人口が増えてきているということに対して初めて、そういう課題に向き合っています。ほかのと



ここでは人口が減っててそういう問題が出てきてるってのと少し違うと思いますので、ここに対しては向き合っていかなければいけないと思います。その形というのが、実際どれが正解かっていうこともなかなか言えないと思いますので、これは私たち行政だけで解決できる問題でもありません。やはり地域の方とも解決策を考えていただく、議会の方も同じだと思います。みんなでアイデアを出し合って議論して、これでいこうということを何かやっていければいいなと私は思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 町長がおっしゃったように、人口が減ってる町と、反対に増えながらもそういうコミュニティの変化が来てるということは、やはり違う次元で新しく方向性を確認しながらしていかれるということをお聞きしまして、全くそのとおりだと思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

先ほどもニセコのまちづくり基本条例を言いましたところで、一番感じたのは、先ほどの本田議員の質問の中で、いわゆる協議体とかそういう説明会とかあっていいのではないかという形がありました。議案によっては、町民参加されるよりも、発信して、そこから書面といいますか、そういうアンケートを取りながら進めていくのが現段階ではベターな方策かなということをおっしゃったと思います。

ニセコの町の基本条例には、こういう審議とかいう会議体が結構あります。その審議体に、僕もまだ実際確認してませんが、直近の話では、いろんな審議体をコミュニティに関する審議体も、審議体というより会議を開き、そこに全て傍聴していいようになっていますね。当然、町長が言われましたように民意がそこまでいってない人には、あくまでも一方通行的に情報発信してるからアンケート下さいと言われても、なかなか何のことか全く分からない。僕も昨年質問したときに、末松さん、まちづくり条例があるじゃないかということで、あ、そうだなと、そのときもらってたなと。その程度でしか把握しておりませんが、今回質問に当たって、その三部作的な条例も見させていただきました。そういうことがやはりどこかの場できちっと伝え、そしてこういうことをやってるんだな、こういうことを考えて進んでいるんだなという形の会議体があって、なおかつそこに傍聴できるような仕組みがあつていいのではないかなと思っておりますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、先ほど本田議員の質問のときの私の回答としては、アンケートが町民のニーズが全てだというふうに言ってるわけではないと思います。意思決定過程の

中で、それを皆さんに集ったところで決定していくというのは、まずあまり最善の方法ではないんじゃないかということで話したつもりでいます。

実は、そういうある意味、例えば各協議会について聞いていって、その傍聴したい方、傍聴されたい方というのは、今も実際にやっています。なかなか数字的に上がってないというのも現状あります。それはやはり、関心事項として届けられてないということもありますが、やはり皆さんがそれに対して知識、そういうものもないということに対して提示できてないということもあると思います。

私、実際、今いろんな取り組みに対して町民の皆さんと一緒に事業をやっています。これも一つの意味決定過程の中の、町民の皆さんのニーズを反映して事業をやるという取り組みでもありますから、そういうことの方も、実は協議会を見ていただくということよりも大事な面もあるということをご理解いただきたいと思います。

今後、ある意味、町民の皆さんが関心を持って聞いていただきたいという気持ちは私の方にはありますので、それに対してある程度、こういう場は開いていったらいいんじゃないかというのが情報発信だと思っています。もう一つは、情報はやはり町民の皆さんに伝わらなければ、何度でも方法を変えなければいけないと思いますので、そういう政策を打っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 先ほど本田議員に対しての町長の回答について、若干僕の把握違いがありましたことをおわび申し上げます。

また町長が今言われましたように、住民に知らせる方法として、ITを使うだけでなく、実際に行動されて、てらこやをつくったりいろんなことを今情報発信して、実際に動かれています。新しい久山スタイルについてされていると思いますので、ぜひこの活動は続けてほしいし、新しい方向性だと思っていますので、私なりに期待しておりますので、どうぞこれからもよろしく願いいたします。

続きまして、2番の質問に移らせていただきます。

2番目は、一応久山町都市計画マスタープラン、令和元年度の見直しの中身を見たのと、一部、令和5年度にマスタープランの見直しを委託しながら、新しいマスタープランを進めておられるということの情報の中で、今回そういう質問に至っております。

町は、市街化調整区域で地区計画を活用し、計画的な都市的土地利用区域を拡大する施策に方向転換後、令和元年9月には都市計画マスタープランを見直しし、令和3年10月現在、33カ所の地区計画を指定してまちづくりを行っておられます。しかし、皆さまご存じ

のように、近年、調整区域内でも地区計画の縛りを受けない大型施設、ここでは若干語弊があるかと思えますけども、特積み倉庫という形で書いておりますけども、大型施設建設が見受けられ、幹線道路沿いの田園風景の破壊・交通渋滞、それから道路舗装の劣化などの悪影響があると推測されますので、本日は以下四つの質問を行います。

まず、基本計画とか総合計画によくありますように、①番、マスタープラン等々における具体的な田園都市イメージというのはいかかなものかという形を、町民の方に説明するときにもなかなか難しい問題かなど。一般的な町民とか私どもが考える田園都市というのはどういうふうなイメージか、なかなか伝えづらいということがあります。町長が考えられる田園都市イメージとその風景というのはどのようなことを考えておられるか、お分かりであれば教えてほしいなと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、この都市計画マスタープランは平成27年3月策定しております。このマスタープランに沿って、今の末松議員の質問について都市整備課長から回答させます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

平成27年3月に策定した久山町都市計画マスタープランの都市計画の基本理念は、三つの視点で理念を展開しております。

一つ目は、「農業」と「都市」の共生に向けた新しい実験、持続可能な発展モデルです。本町がこれまで実施してきた環境重視のまちづくりの姿勢を失うことなく、今後とも展開していく都市的開発についても慎重かつ計画的に対処し、健康づくりで世界モデルとなった実績を都市づくりにも活かし、「農業」と「都市」の共生に向けた持続可能な発展モデルを行うものでございます。

二つ目は、久山らしさの実現・田園都市にふさわしい美しい景観づくりです。健康田園都市としてブランドイメージを壊すことなく、美しい景観を守るというものでございます。

三つ目は、地域住民が主体となったまちづくりです。集落地区計画導入時に田園地区推進委員会を設置し、地域住民が主体となって計画案を作成した実績もあり、今後も地域の資源を保全、活用しつつ、活力ある地域社会の形成を目指して、住民の合意に基づいた計画的なまちづくりを進めていくというものです。

これら三つの基本理念の下に久山町のまちづくりを進め、田園都市のイメージとしての風景として捉えているというところでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 基本理念の3項目は一応よく分かります。一応①番で僕がお尋ねしたかったのは、この田園風景とか田園都市というやつが、やはり言葉としてはぼやっとしてるのかなと。例えば、町長はこの久山町における田園都市イメージを一番町民が分かりやすい区域といいますか、図面上ではされてますけども、どのようなイメージのところか私は考えてますよという、そのエリア的なことが分かるようであれば、教えてほしいなと思っています。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） あくまで都市計画マスタープランは、平成27年3月に都市計画審議会において町が決めた方針ですから、まずそれを説明させていただくというのが本筋かなと思います。

ここからは私の考えですけど、この田園都市ですね、田園都市というのは何かというと、私からすると、自然が豊かでありながら、暮らしとその都市的な機能が明確に分かれている、そういうところが田園都市ということの私は大事なところじゃないかなと思っています。

その暮らしというのは、農業も含め、普段の皆さんの生活も含め、学校も含め、いろんなことも含めて、そこと都市というのが明確に分かれている。そういうことによって久山町というのがこの田園都市というのを目指してきたというのは、そういう方向かなと私は捉えているというのが現状です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 分かりました。明確に見えてるということ、よりこれから町民に分かるといいますか、僕たちも当然勉強はしなくちゃ駄目でしょうけど、そういうところをもう少し進めてほしいなと思っていますので、よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

②番、沿道の魅力を高める道路沿道環境創出とか土地利用調整の推進を図るというふうなマスタープランの中にも述べられておりますけども、この辺の具体策は現状あるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この面につきまして、実際に地域の特性に応じながら都市的利便性を高め、計画的に施設の立地誘導を行い、田園環境が調和した快適で利便性の高い沿道環境

を形成していくということになっています。現在、やはり先ほどご質問があった流通関係というのは、福岡都市圏、インター近くではすごくニーズがあるというのは、皆さんもご存じだと思います。この辺も含めた上で、いかに先ほど言いました暮らしと都市というのを明確に分けていけるのかどうかということに対して、令和5年度の改訂の予定のマスタープランでは検討していくということに、一つの重点項目として考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。新しいマスタープランがまた作成の折には、こういうことも頭に置きながら、また新しいマスタープランをぜひつくっていただきますよう切に要望いたします。

では、次は③番目に移らさせていただきます。

これは現状の久山町の土地の定義とといいますか、区切りとといいますか、そういうことをちょっと確認したくて述べております。現在の農地と農振でいわれる青地の面積は幾つあるのかと。また、マスタープランにも書かれておられますように、無秩序な農地転用抑制のことも施策をきちっとすべきだというふうにマスタープランの中にも述べられております。いわゆる農地転用の抑制という施策は、具体的に直近ではどういう話があって、どういうふうに取り組んできたかというのと、先ほどの面積の比率はどうなっているかと、この2点についてお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 都市整備課長の方からご説明いたします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） ご質問の農業振興地域全体の面積は190.4ha、そのうち農用地、いわゆる青地面積は104.3haでございます。青地に関しては、農業上の土地利用を特に進めるためのものであり、転用は原則不許可で、それにより転用は抑制されております。転用に関しましては、基本、青地以外の農地で転用が行われており、農地法に基づき、町の農業委員会で審議が行われ、審議の結果を福岡県に提出し、最後は県による審査により、認可基準を満たす申請内容であれば転用許可が得られます。町としましては、食料自給率の向上や豊かな田園風景を維持するために、都市計画と併せて開発を抑制してきましたが、先ほど末松議員が言われてましたように、最近では都市計画法の開発許可を要せず、農地法の基準を満たしている物流施設やトラックの駐車場でトラックヤード等の農地転用が増えており、周辺環境の変化が著しい現状であり、田園風景や健全な住環境の維持が難しくなってきております。これらが喫緊の課題として捉えておるところです。この

ような中、個人の財産権もあり、農地転用そのものを抑制することはできませんが、住環境的にも有効な土地利用が進むよう、地区計画における建築物の用途の制限の見直しなど検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。先般も課長と若干お話ししに行った中で、そういうことも一応お聞きしております。

要は、一番最初にお話ししましたように、議員と区長会と懇親会、情報交換の中でも、農家をされてる方からも、今は農家は例えば売りたくても売れないとか、農業では生活できない、そういう農地問題に対して、具体的にどんな問題が発生しているか、私たちはなかなか分からないという声もあったかと思っております。当然に法律的には、農地法とか、それからそれを運用する意味での農業委員会という形は採用していると思いますが、本当にこの農業委員会の中で、先ほど青地の縛りがないところの転用等々についても、もっともっとこれから非常に重要な役割といいますか、審議をする場所だと思っております。ぜひ農業委員会の方でもそういうことの重要性と、当然会議に参加されている方はそれなりの職責の方だと思っておりますけども、もう一度この農業委員会の重みという形は、今後の久山町の田園風景の維持も管理もひっくるめて、農業問題もひっくるめて、非常に大事な審議する場所だと思っております。それについて、町長のご意見を伺いたいと思っております。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。農業委員会というのは、あくまで農地転用に対する権限に対してというのは一つの役割ではありますが、それは決められた範囲の中ですね。やはり農業の振興についてというのが、私にとっては久山町にとっては今後大事だと思っております。それが結果的には農地を守っていくということになりますから、そちらの方については働きをかけて、今も私も意見交換というのは定期的にやってる、今年に入ってやっていますので、そういうことをやっていきたいなと思っております。もう一つは、やはり法律上、建てられる施設、個人の権限を持ってあるということに対して、どうしていくかということ、これから先、大問題になってくると思っております。そのために、宅地で避けられない状況になったときに、何を誘致をしていくのか、何をここで建てていくのか、暮らしに何が必要なのかということを考えてやっていくことの地区計画も今後必要ではないかというふうに私は思っております。そのために、ある意味、私の中ではこれを攻めの地区計画というふうに捉えているんですが、そういうことを今度のマスタープラン

の見直しの中でも検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 本当にありがとうございました。今、一番最後におっしゃった攻めの地区計画と、本当にこれからのそういう地区計画をもう一回攻め直しをして、きちっとやっていく時代だと思います。当然に地区計画は地域の住民の方の意向を酌み取りながらとか、そういう発信があった場合とかということも、受け身的なことも述べられておられますけども、あくまでもやっぱりリーダーシップとして、久山町のあるべき姿を想像したときに、こういう地区計画で、ここの地区に該当しますので、町民の方はこういう協力ができないだろうとか、そういうこともこれから一生懸命やっていきますよということを、今新しい攻めの地区計画ということでおっしゃったと私なりに理解して、今後のマスタープランにぜひぜひその地区計画の見直しをしてほしいと思っております。

特に、12月の議会でもほかの議員からも出ておるとは思いますけど、ここらでも道路にあまりにもトラックが多くなっている、乗用車が多くなっている。それで道の安全、直方線は特に感じます。あそこの渋滞は、いろんな商業施設らしきものがまだ確立できる場所ではないので、今ある事業者の方のみでされてますけども、そこでもやはり交通渋滞が起こったり、いろんな安全面の問題がいろいろ課題としてまだ残っておるとは思います。それもひっくるめて幹線の沿道の見直しをぜひぜひ切に希望いたしまして、本日の私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

ごめんなさい、失礼いたしました。

マスタープランを今度作成されるときに、組織的には久山賢人会という言葉がそのスキームの中にありました。この久山賢人会ということはどういうことかということ、今度のマスタープランの作成においてもこの久山賢人会というのは活用されていかれるのか。あったとしたら、そこにどんな諮問をされてるかということが現段階で分かれば教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際、平成27年3月策定されたマスタープランに書いてある久山賢人会というのは、一応設置はされてますが、実際機能してるということはありません。

先ほど、前の質問にも関連しますが、久山町というのは、やはり今、私の方が言いましたように、なかなか土地利用に対して転用が進められる、法律上、許可できるものはありますが、一方で、多くの方がこの自然が大事だという方もおられます。だから、なかなかその両輪をしていくというのはすごく難しい。行政だけでやっていく問題ではないと思

っています。それに対しては、やはりそういう専門家等の意見を踏まえながら、それは農業であってもそうだし、やはりデザインであってもそうです。そういうものを具体的に実現ベースで考えた体制というのは、今後都市計画マスタープランの中の推進体制に考えていくことが大事じゃないかと思っています。今現在も、多くの企業の皆さんとそういうまちづくりに関して連携してやっています。だから、こういう面に関してもいろんなところでヒントがあるんじゃないかと思っていますので、今回のマスタープランの推進体制については、久山町の現状に合った体制というのを考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 質問を一つ忘れておりまして、誠に申し訳ございません。

先ほど町長がおっしゃったように、結論的にはそういう方向で、ぜひ新しいマスタープランをぜひ作成してほしいなと思っていますので、強くお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第24号 令和5年度久山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第24号令和5年度久山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 議案第24号令和5年度久山町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町一般会計補正予算（第1号）で、既定の歳入歳出予算の総額59億6,800万円に、歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,050万円とするものでございます。

小学校の現状や学校給食会などの今後の物価見直しを受け、給食費の値上げについて検討に入り、決定した時期が今年1日であったため、初日上程に間に合わず追加上程となりました。値上げにより、保護者負担が児童1人1食当たり40円増額となるため、物価高騰支援として、その値上げ分を4月から9月の間、町が補助するための補正予算となっています。増額となる歳出は、10款教育費学校給食教育振興費250万円で、財源となる歳入は、前年度繰越金です。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。



説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時24分